

遠岡靖之 千田博通 河本勉 伊藤文夫  
渡多洋治 神宝謙一 加藤浩久 小倉弘行  
渡辺吉幸 江本公一 市村仁 福島恭子  
<平成28年度 岡山県土地改良議員連盟 農業農村整備事業研修会>  
木口京子

日時：平成29年1月11日（水） 15:30～19:45

場所：農林水産省北別館7階 第1会議室

東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03-3502-8111（代表）

## 1 研修会

挨拶：

農村振興局 整備部長 奥田 透 氏

今年は大災害の年だった。東日本大震災で津波被害を受けた田畑も約8割が回復した。北海道での台風災害はこれまで経験がなかったため、復旧のスタート時点では混乱したが、昨年末には査定作業が終わり、いよいよ復旧に向けて動き始める。

農政においては、平成27年3月31日に「食料・農業・農村基本計画」が、平成28年8月に「土地改良長期計画」が策定され、これにもとづいて事業を行う。

政府としては、安倍首相を本部長として設置されている「農林水産業・地域の活力創造本部」において平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業競争力強化プログラムに取り組む。

全農改革は資材供給と流通の観点からまとめられたが、土地改良制度の見直しもあがっている。次期通常国会に法案提出の予定で進めている。一つ目は、農地中間管理機構との連携によって圃場整備を行う。土地所有者の費用負担無し、同意もなし。これまで機構への貸し出しは長期間であることなどの厳しい条件設定があったが、これを緩和する。二つ目としては、ため池などの老朽化による耐震化事業などへの負担について、行政を主として手続きも同意も簡素化する。

また、TPPの先行きが不透明ではあるが、もともとTPPを前提としているわけではないが、TPPも睨んでの農業の体質強化の方向は変わらず、平成28年秋に第2次補正を行った。平成29年度も補正の機会をとらえて強化を行っていく。ウルグアイラウンドの時には、支援先や支援のあり方についてさんざん叩かれたため、目標を明確にした所に支援をし、高収益農産物への転換をはかっていく。

秋補正のとき、中山間地域の所得向上を目指し、優先枠として、中山間地域農

業ルネッサンス事業を行った。農村地域の資源を活用した観光、活性化にむけて、農泊への積極的取組みをおこなう。

研修会：

「平成29年度農業農村整備関係予算等について」

講師 農村振興局整備部 設計課 安部 伸治 氏

(中四国農政局採用の成瀬さん、倉敷出身の末長さんが事務方として同席。)

## I 農業農村整備事業関係予算について

農業農村整備事業関係の平成29年度当初予算(案)は、農山漁村地域整備交付金の農業農村整備分及び非公共事業である農地耕作条件改善事業と合わせて、対前年度比105.2%の4,020億円を計上。平成22年度に前年度比63%カットに減額されて以降、平成21年度の農業農村整備事業のみでの5772億円には及ばないものの、平成28年度補正予算の1752億円と合わせて5772億円となる。ただし継続的な事業展開は当初予算相当で変わってくるため、今後も当初予算のアップにつとめていきたい。

政府全体の公共事業関係予算が84.5%になっている中、農業農村整備分は65.6%になっている。

社会資本整備の考え方として、総額の抑制に取り組む中で、少ない費用で最大限の効果が発揮されるよう「量」から「質」へ、潜在成長率の向上に資する公共事業や安全・安心のための公共事業への重点化・効率化、PPP/PFIの推進、既存ストックの最大限の活用などを推進しており、農林水産業では、米の転作助成について、収益性に着目して作物を選択するという本来あるべき経営判断を促すため、主食用米並の所得が確保されるよう助成する考え方から脱却し、野菜等の高収益作物への転換を支援する事業にシフトすることが必要とされている。岡山県は、米も野菜も果樹もあり、素養があるのではないか。

農業農村整備事業は、強い農業の基盤づくり、農村地域の防災・減災、農業水利施設の長寿命化のおおよそ三つの事業を行うことで、競争力強化と国土強靱化を担っている。たとえば、農業の競争力強化に向けた農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の長寿命化対策、ため池の防災・減殺対策の展開では、下流に住宅や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのある「防災

重点ため池」は総合的な対策を重点化し、ハードとソフト対策を適切に組み合わせた、ため池の防災減災対策を推進。ため池の一斉点検を行い、詳細な調査の優先度が高いため池を分類し、詳細調査を実施し、「防災重点ため池」と認定後は、豪雨、地震対策に必要な整備を農家負担ゼロとして行い、使用しなくなったため池は定額助成で廃止する。ソフト対策としては、ハザードマップの整備に定額助成を行い、監視及び管理体制の強化に必要な水位計等の機器整備、軽微な補修及び所有権の整理のために基本補助率50%とし、中山間では55%の補助率で行う。

## II これからの農業農村整備の展開方向

昨年8月に「新たな土地改良長期計画（平成28～32年度）」が閣議決定された。農村の潜在力を高める土地改良事業として、地域全体の将来像を見据えて関係者が合意形成し、土地改良区、集落を中心として農地の水路を共同で利用・管理することという一連の流れが農村協働力を強化すると期待されている。目指すべき農村の姿とその実現に向けて計画的かつ効果的に事業をすすめていくため、3つの政策課題に取り組む。

政策課題Ⅰ＝豊かで実行力のある農業（産業政策）

政策課題Ⅱ＝美しく活力ある農村（地域課題）

政策課題Ⅲ＝強くてしなやかな農業・農村（産業政策と地域政策の土台）

政策課題Ⅰの政策目標は、まず「豊かで競争力のある農業」、次に「担い手の体質強化」。もともと順番が逆だったが、目指すべきは何かを議論した後にこの順番となった。

これらの目標を実現する為に、高収益作物への転換による所得の増加、土地改良を行うことによって生まれる余剰を使って6次産業化等による雇用と所得の増加、担い手の米の生産コストの大幅削減を行う。

米の生産コスト、日本再興戦略における担い手の米生産コスト目標は、平成35年までに9600円/60kgだが、基盤整備完了地区の水田で1ha以上の区画においては既に達成している。なおかつ、生産資材が下がればコストも下がり農業所得があがる。

政策課題Ⅱでは、地域資源の保全管理の質と持続性の向上のために、地域協同活動に農業者以外の多様な人材が参画することや、集落間連携などにより保全管理される農地面積を目標値として設定。農村の生活基盤の再編計画を策定し保全管理の効率性を向上させることや、再生可能エネルギーを導入し維持管理費の軽減を目指す。

また、政策課題Ⅲでは、老朽化や災害リスクに対応した農業水利施設の戦略的な保全管理と機能強化を行い、地域資源や農村協働力を活用した防災・減殺力を強化する。

農村をどう活性化させていくかのプロセスの紹介事例として、長崎県島原市の事例がある。雲仙普賢岳の噴火による葉菜類への降灰被害を踏まえ、根菜類を中心とした作付け体系に重点化し規模を拡大。昭和40～50年代に整備した畑かん施設の更新整備と併せて区画整理を行い、効率的な営農の基盤を整備。農協を中心として品質向上や安定出荷に取組み、市場からも評価の高い一大産地を形成した。

農村協働力の事例では岩手県遠野市の例をあげた。長年、男性主導で、ほ場整備事業の話し合いが行われていたが、ほ場整備の実施を知った農家の女性が「田んぼにトイレを」と声をあげたことをきっかけに、地域の女性団体が定例会を重ね、行政や農業関係団体と連携しながら田んぼの中に公衆トイレの設置を実現。この活動がきっかけとなって、団結した女性の会が、郷土食でもてなす茶屋の開店や地域の食文化の伝承など、女性の視点で町づくりを推進した。

### Ⅲ 土地改良制度の見直しについて

1月からの通常国会で、土地改良法の改正が審議予定。

ほ場整備の見直しのポイントは、まず、農地中間管理機構が借り入れた農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めないで基盤整備を実施できる制度を創設。これにはいくつかの要件があり、機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあるものが対象。機構の借入期間（中間管理権の設定期間）が、基盤整備事業開始時から相当程度あること。本事業の実施により担い手への農用地の集団化が相当程度図られること。本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上すること。また、併せて、本事業によって整備された農地が直ちに転用されることを防止するため、農用地区域からの除外規制強化のための措置等を講ずる。

二つ目のポイントは、農業委員会・機構と土地改良区との間で事業参加資格者に係る情報共有を図る。三つ目は、共有地に係る事業同意等について代表制を導入。四つ目として、国・都道府県営土地改良事業に係る申請人数要件を廃止する。五つ目として、水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化を推進。

かんがい排水事業での見直しポイントは、突発事故に対応した事業について、国又は地方公共団体が、災害復旧事業と同様に、農業者からの申請に依らず、原則として農業者の費用負担・同意を求めず事業を迅速に実施できる仕組みを導入。

一定の機能向上を伴う更新事業についても、同意徴集手続きの簡素化の対象に追加する。

農村地域防災減災事業での見直しのポイントは、ため池等の耐震化事業について、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、自らの判断により、原則として農業者の費用負担・同意を求めずに事業を実施できる仕組みを創設。東日本大震災時の経験から、除塩事業については土地改良法に基づく災害復旧事業として位置づける。

土地改良区の在り方についての見直しは、土地改良区の組織体制が弱体化する中、合併等による事務局体制の強化や、維持管理・運営事務の外部委託の拡大、土地改良施設の高度利用による財政基盤の強化を促進。事業参加資格者及び土地改良区の在り方等について、さらに実態を調査すること等を通じて、引き続き検討する。土地改良区の体制については、組合員資格の在り方と合わせて、引き続き検討する。今年度は悉皆の全国調査を予定している。

---

## 2 意見交換会 (16:40~18:00)

出席者：

農村振興局農村政策部

地域振興課 課長補佐 高嶋 政幸 氏 (中山間地域対策)

地域振興課 課長補佐 藤田 佳史 氏 (耕作放棄地対策)

農村環境課 課長補佐 河野 研 氏 (鳥獣害対策)

整備部

土地改良企画課 課長補佐(統括) 市村 和寿 氏 (土地改良制度)

水資源課 施設保全管理室長 大内 毅 氏 (農業用水、国営造成施設)

防災課 課長補佐 竹中 一行 氏 (防災事業)

Q：鳥獣害対策について、10年で半減するとの目標だが、見通しはどうか？

→ まずは5年後に進捗状況を見て見直しをする予定。イノシシはなんとか半減出来るのではないかと思うが、シカは、70万頭はとらえたい。

量にとらわれるだけでなく、被害を減らすことを考えて、被害を及ぼすシカやイノシシを集中して減らすことを考える。

※「森林における鳥獣害対策について」 平成29年1月 林野庁

シカの生息数の増加及び生息域の拡大により、森林の被害は深刻な状況にあり、全国の森林の約2割でシカによる被害がある。平成27年度の新たなシカ被害面積は約6千ヘクタールであり、野生鳥獣による森林被害のうちの約8割を占め、深刻な状況にある。シカの生息分布は1978年度以降大きく拡大しており、この36年間で分布域を焼く2.5倍に拡大。全国の総メッシュ数に占めるシカの分布割合は約6割に及んでいる。

シカは繁殖力が高く、メスジカは毎年妊娠するといわれている。捕獲しないと年率約20%で増加し、4～5年で個体数は倍増する。環境省の推計では、北海道を除く本州以南には平成25年度末で約305万頭のシカが生息。現在の捕獲率では、10年度（平成35年度）には453万頭と1.5倍に増加すると予測されている。

環境省と農林水産省では、生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシに対し、その生息頭数を10年後（平成35年）までに半減することを目指す「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を、平成25年12月に策定。捕獲目標達成に向けて、①鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化（環境省）、②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化（農水省）等の捕獲事業を実施するとともに、捕獲従事者の育成・確保、被害防除や生息環境管理等を併せて推進。

森林整備事業では、森林所有者等が、シカによる食害防止のため、森林施業と一体的に実施する侵入防止策の整備や獣害防止資材の改良を新たに支援する。市町村等の公的主体が、シカの食害による被害森林で行う、餌により誘引した上で実施するわなや銃による捕獲（誘引捕獲）等を支援している。森林整備事業のうち環境林整備事業では、シカの誘引捕獲、通常の森林整備事業より高度なシカの食害を防止するための施設整備等を支援している。市町村が実施する場合は、経費の68%を実質的に補助する。

市町村が設定する鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図る。鳥獣被害防止総合対策交付金。森林・山村多面的機能発揮対策。

Q：シカの雌は殺してはいけないとか、馬鹿げたルール。捕獲の拡大をしてほしい。また、銃所持許可、更新許可の際に、精神保健指定医、都道府県『公安委員会が認める医師しか診断書を書けないことになっているが、精神科医がない市町村もあるし、継続的に診察してもらっているかかりつけ医に診てもらう方が法の目的に叶っていることもあるのではないかと思うので、警察との調整を行って欲しい。

→ 役所の縦割りの弊害だと思う。現場の声を聞き対応するのが農水省の役目。

環境省、警察の対応にも変化が見えてきたところ。積極的にやっていく。

Q：ドローンの利用の鳥獣害対策についてはどうか？

→ 現在調査、実証の検討を行っているところ。

生息状況については、ふんの数を数えたり、夜間の目の数を数えているが、ドローン利用の可能性はある。大日本猟友会とともに、今年度から3年間かけて調査、実証検討を行っていく。超音波を利用して追い払いの可能性もある。

Q：街の中でも農業法人をつくりたいとの要望がでてくる。

ため池の耐震化や基盤整備などで、同意がなくても行うという大きな改革をされようとしている。それが進むと、希望が多くなるのではないかと？

何かひとつ“ものさし”が必要ではないか。「人・農地プラン」の策定とか。

畑にするときの農振、面的整備をする場合、農振地域だと農業委員会の判断が必要となる。

→ 確かに“ものさし”は必要。農業農村整備事業関係予算は、補正予算と合わせてようやく5772億円に回復したが、毎年十分な予算を獲得できるとは限らない。何か選別する方法はないか、点数化というものもあるが、その他にないかと財務省からもいわれている。面的整備では「人・農地プラン」も“ものさし”になるのではないかとされている。

財務省は、水田は経営所得安定対策にもの凄くお金がかかり、畑作は自立できる所得を得られる可能性が高いため、畑作への転換が高所得につながり、儲かる農業の実現になるので、畑地への転換を永久的なものにしよとの意見を言うが、農水省としては、水田しかできないものもあり、水田と畑地のどちらにもできるようにしている。地域の実状にあったものにしたい。

Q：ほ場整備のされていない350枚の田を預かって、47町歩の水田経営を行っている知人がいる。所有者の同意無しで基盤整備を実施できる制度はできるのか。

→ 農地中間管理機構が借り受けている農地であることは条件として必要。以前、すでに借り受けている農地であるのに中間管理機構を経由したことにして基盤整備をした事例があったが、それが問題になったため、すでに個人で借りているものは対象にならない。

Q：農業農村整備事業関係予算が平成21年と同額となったそうだが、地域の実状をいえば、笠岡湾干拓では水汲みだしポンプの老朽化が激しいが市負担分の資

金も出せない状況。水利権 24 万 t。うち生活、工業を除いて、120 人農家で 9600 t。改良区崩壊の危機。使わない水の水利権放棄の話も出ている。今後の見直しは？

→ 当初プラス 200 億。他省庁から 180 億分をとっている。昨年 260 億円を分捕ったことで他省庁からの恨みを買った。公共では分捕れない。省庁内で分捕り合戦の状況。あとは補正だが、960～990 億が TPP 対策。昨年は 40～50 億。今年は 620 億だったが、来年はそんなに補正もつかないだろう。来年度以降の予算要求、予算状況は厳しい。

Q：耕作に不利な農地を守っている人たち、お年寄りが多いと思うが、当面助けるのか？耕作放棄地を非農地化していくことも必要なのではないか。

→ 中山間地域中心に耕作放棄地が増えている。耕作放棄地を出さないようにするために、鳥獣害対策や、日本型直接支払制度として、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払などを行っている。守りきれない農地も出てくるため、耕作放棄地を非農地化にする視野も必要だと思う。

Q：自分の土地への思いがあり、勝手に圃場整備されることを嫌う人が多い。優良農地でありながら耕作放棄地となっているところについては、放棄したい人への税金対策なども必要ではないか。

→ 農地法により、年一回、利用意向調査を行っている。農地の相続人の所在がわからないこと等により、所有者不明となっている耕作放棄地については、公示を行い、都道府県知事の裁定により、農地中間管理機構が借り受けることができるようになっている。

○ 税制では、平成 29 年から遊休農地の課税が強化される。農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象であり、機構への貸付の意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限られるが、通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ、遊休農地については、0.55 を乗じないこととする。結果的に 1.8 倍になる。

Q：中山間地域総合整備事業は？

→ 中山間地域総合整備事業は以前からあるが、今は交付金化されてしまっている。農山漁村地域整備交付金の中に含まれ、どこに裁量されるかは県の意向による。国の補助率は 55%。

Q：市街化調整地域か農業振興地域か。農地と都市化のせめぎ合いがあると思う



が、食の防衛からみてもそれなりの農地は必要だと思う。

→ その調整は政治的役割が大きい。

Q：施設の健全度評価とは？

→ 主に構造性能に影響する対象施設の変状等のレベルを指標化したものを「健全度指標」といい、S1～5までのレベルがある。農業水利施設のストックマネジメントにおいては、主に健全度指標を用いる。施設の健全度評価は、機能診断調査結果から対象施設がどの健全度に該当するか判定することにより行う。施設ごとの個別の性能指標を設けて管理することが適切だと判断される場合には、健全度指標に加えて、これらの性能指標を踏まえた管理を行う。

以上

## <所感と岡山県政へのアプローチ>

今年の土地改良議員連盟農業農村整備事業研修会も、農林水産省職員の方々と意見交換ができたことは大変有意義だったと思う。継続的に行うことによって、顔の見える関係を構築できることは、現場の暮らしに基づいた日ごろの疑問点をぶつけ、政策提案をする為にも必要なことと考える。

具体的には、農林水産省の幹部の方々から直接、国が進める日本の農政の方向性についてお話を伺うこと、また、農林水産省の新年度予算の中から特に土地改良関連予算についての予算要求や予算施折衝の状況を伺うことは、今後の岡山県の農政の方向性や予算状況と合わせて考えるために必要である。

また、鳥獣害対策、土地利用型農業の将来、新規就農者や後継者育成など、日ごろから地域で話題になり、県民が不安を抱えていることや要望を、直接、日本の農政を担う方々にぶつけることによって、国の姿勢や現状認識、課題意識などを見ることができる。

農林水産業は幅広く課題も多いため、土地改良関連を中心として限られた分野のみの対話では物足りなくらいだが、県内に国営灌漑用水施設整備の地域を抱え、また中山間地域の耕作放棄地や鳥獣害対策に迫られている現状を考えると、このテーマでの交流を深め、他の分野との連携を作っていきたいと思う。

以上